

「自転車通勤」を認めている企業様へ

業務災害総合保険(業務災害補償特約、通勤中個人賠償責任補償特約 等セット)

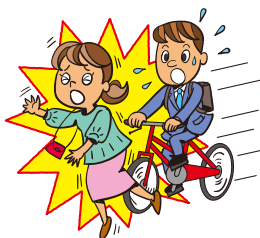


通勤中の自転車事故で想定されるケース

事故相手への賠償責任

**賠償金額
9,500万円**

従業員が自転車で通勤中に
運転を誤り、通行人に衝突し
てケガをさせた。



トラブルに発展

危険運転
だって!

保険に入っ
ていなかった
らしいわよ!

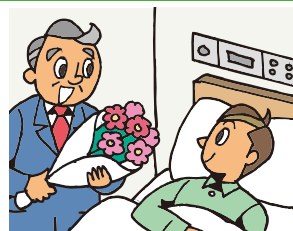


○×会社の従業員が
自転車通勤で賠償命令
.....
○×会社の従業員が

従業員への補償

**後遺障害等級
10級認定**

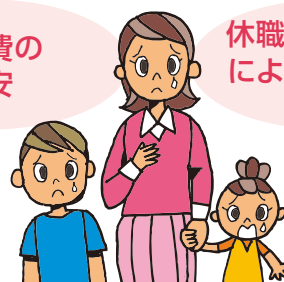
大腿骨頸部骨折のケガにより
人工骨頭を挿入。
半年程度のリハビリ期間を経て
症状固定となる。



家族への影響

治療費の
不安

休職(就業不能)
による収入減の
不安



*各事例は想定される事故例です。

こんな
条例も

**従業員を通勤させて事業活動を行っていることから、
事業者にも一定の社会的責任があります!**

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」では、事業者による自転車通勤をする従業員に対する自転車損害賠償保険等への加入の有無の確認、確認ができないときの自転車損害賠償保険等への加入に関する情報提供の努力義務が設けられています。(令和 2年4月施行)

**「事故相手への賠償責任」と「従業員への補償」は
セットで考える必要があります!**

業務災害総合保険(ハイパー任意労災)なら、 1つの保険で2つの対策ができます!

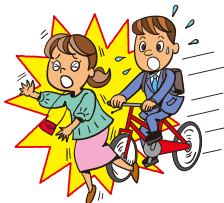
「事故相手への賠償責任」のための対策

通勤中個人賠償責任補償 支払限度額:3億円

示談交渉
サービス付き

従業員などの被保険者が、日本国内で発生した通勤に起因する偶然な事故により、他人の身体や財物に損害を与えたり、電車などを運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

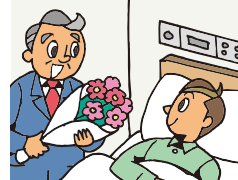
(注)補償対象者の範囲はパンフレット等をご覧ください。



「従業員への補償」のための対策

死亡・後遺障害・入院・医療費用補償・ 休業補償などの見舞金

業務に従事中または通勤途上に被ったケガに加えて、業務を原因とする病気まで、幅広く補償します。



さらに!より万全な初期対応策として
付帯サービスもご利用いただけます。



弁護士による法律相談 ホットラインサービス(予約制)

労務トラブルに加え、取引先や顧客とのトラブル、さらに日常生活上のトラブルなど、法律に関するご相談に、弁護士が電話でお答えします。

健康サポートサービス

「予防」から「職場復帰」まで、
「不安」を「安心」に変える
「健康サポートサービス」を
ご用意しています。

サービスの
ご紹介動画は
こちら!



安心

*付帯サービスは所定の条件を満たした場合、ご利用いただけます。付帯サービスは弊社が委託した提携先が提供します。付帯サービスは予告なく変更、中止または終了することがありますのであらかじめご了承ください。



忘れている対策はありませんか?

あとで「かけておけば良かった…」とならないために、一緒にセットすることをおすすめします!

「企業ブランドを守る」ための補償

☒ 業務災害(ケガ・病気)による
高額賠償に!
使用者賠償責任補償



☒ ハラスメント・不当解雇などの
労務トラブルに!
雇用慣行賠償責任補償



「従業員と家族を守る」ための補償

☒ 業務上疾病による就業不能に!
**業務上疾病休業補償保険金・
精神障害等休業補償一時金 など**

☒ 業務中、業務外にかかわらず
ケガや病気による長期間の
就業不能に!
所得補償保険金



●このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧ください。取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。

●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは